

「第 69 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 4 年 1 月 19 日（水） 18 時 15 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは、ただ今より、第 69 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

まず、都内の陽性者等の状況につきまして私からご説明をします。

都内の陽性者数等の状況になります。本日 1 月 19 日時点で、陽性者は 7,377 名、重症者は 10 名、病床使用率は 25.9%となっております。

次に、直近の国の動きです。

1 月 7 日に政府において新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、広島、山口、沖縄にまん延防止等重点措置を適用することが決定されました。14 日に厚生労働省から通知があり、濃厚接触者の待機期間が短縮されるとともに、社会機能維持者に限り 10 日を待たずに解除することができるようになりました。

また本日、対策本部が開催され、新たに 1 都 12 県にまん延防止等重点措置を適用すること等が決定をされました。

次に近隣 3 県における感染状況等です。

数値は表の記載のとおりですけれども、この中で病床使用率は埼玉県が 32%、千葉県が 14%、神奈川県が 19.3%となっております。

次に、各局からの発言に移ります。

まず、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（案）」について総務局長から説明をお願いいたします。

【総務局長】

はい、1 都 3 県の要請を踏まえて、国は本日、都へのまん延防止等重点措置の適用を決定いたしました。

これを受け、以下、都としてのまん延防止等重点措置（案）を説明をいたします。

まず、対象となる区域は都内全域、期間は 1 月 21 日 0 時から 2 月 13 日 24 時までといたします。

重点措置期間内における要請等について説明をいたします。

まず、都民向けの要請です。

不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること、営業時間の変

更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと等を要請いたします。

次に、事業者向けの要請でございます。

飲食店等への要請ですが、認証店について、21 時までの営業時間の短縮、酒類の提供・持込を 20 時までとすること、又は、20 時までの営業時間の短縮、酒類の提供・持込を行わないことのどちらか一方を選択するように要請いたします。

また、1 グループ、同一テーブルへの案内を 4 人以内とするよう要請いたします。ただし、「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、1 グループ、同一テーブルへの 5 人以上の案内を可といたします。

一方、非認証店については、20 時までの営業時間の短縮、酒類の提供・持込を行わないこと、1 グループ、同一テーブルへの案内を 4 人以内とすることを要請いたします。

その他の施設への要請ですが、イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること、長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること等を要請いたします。

続いて、学校について、基本的な感染防止策の実施を要請いたします。また、大学等について、基本的な感染防止策の実施、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を制限又は自粛することを要請いたします。

イベントの開催制限については、イベント主催者等に対して、表の記載のとおり、規模要件に沿ったイベントの開催などを要請いたします。

最後に、職場への出勤等でございます。

テレワークの推進や、職場での基本的な感染防止策を徹底することを要請いたします。

また、例示にあるような事業の継続が求められる事業者に対して、BCPの再点検を行うこと、未策定の場合は、早急に策定することを依頼いたします。

なお、本日開催いたしました感染症対策審議会において、まん延防止等重点措置（案）について「妥当」とのご意見を頂戴しております。

私からの説明は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、医療提供体制の強化、他について福祉保健局長お願いいたします。

【福祉保健局長】

はい、私からは、1月7日開催の対策本部会議で説明した医療提供体制の更なる強化・バージョンアップについてご報告をいたします。

まず、病床につきましては医療機関について病床確保レベル 3 への移行要請を既に行っております。

さらに、宿泊療養施設については、早期に 1 万 1,000 室とし、その上で居室数を更に増や

してまいります。

無料検査につきましては、実施店舗を拡大するとともに、2月13日まで期間を延長し、QRコードを利用した検査の申込みなど、利便性を高めてまいります。

保健所の業務が厳しい状況になっております。保健所の業務を陽性者の状況把握等に重点化するほか、応援職員を追加で派遣してまいります。

オミクロン株の感染急拡大で、今後さらに自宅療養者が増加していくことが想定されます。自宅療養者の支援体制を強化する、このため健康観察の機能を持つ自宅療養者フォローアップセンターを250名体制から600名体制と増強いたします。また1,200の医療機関と連携した健康観察や、医療機関による往診の体制強化を図ります。加えて、感染力の強いオミクロン株に対し、自宅療養者向けのハンドブックを改訂いたします。

ワクチンの追加接種についてです。

オミクロン株は、その感染スピードのため一気に社会経済活動をストップさせることが危惧されます。そのため、警察・消防関係者など、エッセンシャルワーカーへの追加接種を本日から開始したところでございます。高齢者、一般の方についても、接種を加速してまいります。

家庭内感染を防ぐために、新たに無症状の患者を対象とした感染拡大時療養施設を1,000床規模で整備していきます。読書等が可能な共用スペースを設ける等、日常生活に配慮した工夫をしております。1か所目として、有楽町駅前にある東京スポーツスクエアに、約350床で来週整備いたします。加えて、2月上旬には2か所目を設置してまいります。

私からは以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、「飲食店等に対する協力金」、他について産業労働局長お願いいたします。

【産業労働局長】

私から、4点報告をさせていただきます。

1点目、協力金についてです。

まん延防止等重点措置期間の1月21日金曜日から2月13日日曜日までの間、全面的にご協力をいただいた飲食店等に対して、売上高に応じ、1店舗当たり、中小事業者には60万円から480万円、大企業には上限480万円の支給を行います。

なお、準備などが必要なため、1月24日月曜日からご協力をいただける飲食店等についても、協力金の支給の対象といたします。

詳しい内容は、決まり次第改めてお知らせをいたします。

2つ目が、BCPに関する取組についてでございます。

都では、BCPをチェックするポイントをまとめたリストを作成し提供しておりますの

で、これを活用して改めてBCPの点検を行っていただくようお願いをいたします。また、BCPの作成に向けた相談やアドバイスなどを行う体制やBCPの優良事例の紹介も実施することで、事業者の後押しを進めてまいります。

今月24日には、「公労使会議」をリモートで開催し、経済団体や労働団体の代表と意見交換を行う場を設けることといたします。これによりまして、BCPやテレワークの一層の普及などに関し緊急共同宣言を取りまとめ、職場を挙げた取組の加速につなげてまいります。

さらに、BCPを推進する新しい取組も開始いたします。

高齢者施設や障害者施設等が事業を継続するため、職員が滞在するホテルの借り上げ費用などを支援する事業を実施いたします。

また、職場や家庭での感染を防ぐため、従業員の方がホテルでテレワークを行い宿泊のできる取組をサポートいたします。1日当たりホテルの200室を提供し、利用者が安い価格で6日間連続して使うことのできる仕組みとして実施をしております。

最後に、BCPで重要となる働き手の確保に向け、日々の食料品を提供するスーパーやコンビニへの後押しを行います。

具体的には、中小企業が経営するスーパーなどで、人材派遣により働き手を確保する際に、その負担軽減に向けた支援を実施いたします。

こうしたサポートを総合的に行って、事業者の皆様のBCPの取組を後押ししてまいります。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、「学校の対応」について教育長お願いいたします。

【教育長】

「学校の対応」についてでございます。

受験シーズンを迎える中、学校では、基本的な感染症対策を徹底し、オンラインも活用しながら、教育活動を継続いたします。

オミクロン株の急拡大に伴い、都立高校では部活動による感染事例が生じておりまして、改めて教室や体育館の常時の換気を徹底するよう周知をいたしました。

また、児童生徒等が安心して学校活動に取り組めるよう、大会等の主催団体や訪問先から検査を求められた場合に限らず、活動の前や後にPCR検査を活用できるようにいたします。

さらに、児童・生徒の感染リスクが高まる場面をまとめたリーフレットを作成し、学校や家庭における一層の注意を促してまいります。

まもなく、私立学校も含め、大学・高校の入試が本格化いたします。感染力の強いオミク

ロン株に不安を抱える受験生のために、現在、電話による受験総合相談窓口を設置しております。

併せまして、教職員の感染対策を徹底するとともに、陽性者等が出た場合にも学校運営に支障を来すことがないように、事業継続に係る体制を整備して取り組んでまいります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、「都立施設等の対応」について政策企画局長お願いいたします。

【政策企画局長】

はい、都立施設の対応について申し上げます。

動物園、庭園等、都の率先行動として現在休館している施設につきましては、引き続き休館といたします。

スポーツ施設等、現在開館している施設におきましては、原則として開館を21時までといたします。

ただし、劇場・ホールで21時を超えて実施される公演等において、既にチケット販売済みである等のやむを得ない事情がある場合には、対象外といたします。

以上の点につきまして、別途、詳細を各局に通知いたしますので、適切にご対応いただくよう、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

本日発言のある局は以上と伺っております。この他に、Web参加の方も含めましてご発言のある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、最後に会のまとめとしまして、本部長からご指示をいただきたいと思っております。

【本部長（知事）】

はい。

先ほど、政府の対策本部会議が開催をされました。そして新たに、東京都含む13都県を対象に、1月21日の金曜日の0時から2月13日日曜日24時まで、「まん延防止等重点措置」の適用が決定をされました。

これを受けまして、東京都は、都内全域を対象区域といたしまして、「まん延防止等重点措置」を実施をいたします。

かつてないスピードで感染が拡大をしております。専門家によりますと、誰もが感染するリスクがあるとのことでもあります。

感染者数の急増、これは医療提供体制のひっ迫に留まりません。私たちの日常生活がままならない事態をも招きかねない状況です。

「感染は止める、社会は止めない」、こうした考えのもとで、都民、事業者、行政が一体となって危機感を共有し、実効性ある「重点措置」を講じていくことで、これ以上の感染拡大を何としても抑え込んでいきたい。

具体的内容につきましては、先ほど、関係局長から報告があったとおりでございます。

この後、都民、そして事業者の皆様に対して、改めて呼びかけを行います。

各局におきましては、改めて気を引き締め、引き続き連携を密にし、全庁一丸となって対策に取り組んでいただきます。

よろしく申し上げます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第 69 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。